(法人税法の一部改正)

第二条 法人税法(昭和四十年法律第三十四号)の一部を次のように改正

す

(定義)

定めるところによる。 第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に

~十二の十三 省 略

事業に係る資産又は負債となるものに限る。)及び内国法人が外国法 産等の移転を行うものにあつては、当該外国法人国外資産等の全部又 」という。)の移転を行うもの(当該他の外国法人に外国法人国外資 るものを除く。)、外国法人が内国法人又は他の外国法人に第百三十 の移転を行うもの(当該国内不動産等、 規定する本店等をいい、外国法人にあつては恒久的施設をいう。 業に係る資産又は負債 産等を除く。 おいて「本店等」という。 設を通じて行う事業に係る資産又は負債となるものとして政令で定め 全部が当該移転により当該被現物出資法人である外国法人の恒久的施 るその外国法人の株式を除く。)若しくは負債(以下この号において 通じて行う事業に係る資産 出資法人である外国法人に国内にある不動産その他の政令で定める資 「国内資産等」という。)又は内国法人の工業所有権、 いう。 (内国法人にあつては第六十九条第四項第一号(外国税額の控除)に が当該 に第六十九条第四項第 条第一項第一号 政令で定める資産(以下この号において「無形資産等」という。) 百分の二十五以上に相当する数又は金額の株式を有する場合におけ 一部が当該移転により当該他の外国法人の恒久的施設を通じて行う (以下この号において「国内不動産等」という。) 移転により当該外国法人の本店等を通じて行う事業に係る資 の移転を行うもので当該内国法人国外資産等の全部又は 適格現物出資) 又は負債(以下この号において「外国法人国外資産等 (国内源泉所得) に規定する本店等 (以下この号に (以下この号において 号に規定する国外事業所等を通じて行う事)を通じて行う事業に係る資産 次のいずれかに該当する現物出資 (外国法人の発行済株式等の総数又は総額 国内資産等及び無形資産等の 「内国法人国 著作権その他 国内事業所等 外資産等」 (国内不動 現物

(定義)

第二条 同上

一〜十二の十三

十二の十四 ものに限る。)並びに新株予約権付社債に付された新株予約権の行使 もの(国内資産等の移転を行うものに準ずるものとして政令で定める 限る。)及び内国法人が外国法人に国外資産等の移転を行うもので当 この号において「国内資産等」という。)の移転を行うもの(当該国 法人に被現物出資法人の株式のみが交付されるものに限る。) をいう 該国外資産等の全部又は一部が当該外国法人の恒久的施設に属しない 該他の外国法人の恒久的施設に属するものとして政令で定めるものに 法人に国外資産等の移転を行うものにあつては、当該国外資産等が当 において「国外資産等」という。)の移転を行うもの(当該他の外国 外にある資産又は負債として政令で定める資産又は負債(以下この号 で定めるものを除く。)、外国法人が内国法人又は他の外国法人に国 内資産等の全部が当該外国法人の恒久的施設に属するものとして政令 に伴う当該新株予約権付社債についての社債の給付を除き、 人に国内にある資産又は負債として政令で定める資産又は負債(以下 格現物出資 次のいずれかに該当する現物出資 現物出資 (外国

に限る。)をいう。を除き、現物出資法人に被現物出資法人の株式のみが交付されるもの新株予約権の行使に伴う当該新株予約権付社債についての社債の給付して政令で定めるものに限る。)並びに新株予約権付社債に付された産又は負債となるもの(国内資産等の移転を行うものに準ずるものと

イ〜ハ 省 略

十二の十五~二十九 省 略

第二号に規定する公益信託等を除く。)をいう。帰せられる収益及び費用の帰属)に規定する退職年金等信託及び同項二条第四項第一号(信託財産に属する資産及び負債並びに信託財産に二十九の二 法人課税信託 次に掲げる信託(集団投資信託並びに第十

イ〜ホ 省 略

三十~四十四 省 略

費用の帰属)(信託財産に属する資産及び負債並びに信託財産に帰せられる収益及び

第十二条 信託の受益者(受益者としての権利を現に有するものに限る。第十二条 信託の受益者(受益者としての権利を現に有する資産及び負債並びに当該信託財産に属する資産及び負債を有するものとみなし、」は当該信託の信託財産に属する資産及び負債を有するものとみなし、第十二条 信託の受益者(受益者としての権利を現に有するものに限る。

雀略

を適用する。 を適用する。 を適用する。 を適用する。 とのとかなして、この法律の規定で費用は、当該法人の各事業年度の所得の金額の計算上、当該法人の資信託財産に属する資産及び負債並びに当該信託財産に帰せられる収益及る、法人が受託者となる集団投資信託、退職年金等信託又は公益信託等の

4 この条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定める

一省略

二 公益信託等 公益信託に関する法律 (令和六年法律第

第

7~ハ 同 上

十二の十五~二十九 同 上

第二号に規定する特定公益信託等を除く。)をいう。帰せられる収益及び費用の帰属)に規定する退職年金等信託及び同項二条第四項第一号(信託財産に属する資産及び負債並びに信託財産に二十九の二 法人課税信託 次に掲げる信託 集団投資信託並びに第十

イ〜ホ 同 上

三十~四十四 同 上

費用の帰属)(信託財産に属する資産及び負債並びに信託財産に帰せられる収益及び

2同上

また適用する。 等の信託財産に属する資産及び負債並びに収益及び費用でないものとみなして、この法律の 益及び費用は、当該法人の各事業年度の所得の金額の計算上、当該法人 の資産及び負債並びに当該信託財産に帰せられる収 が受託者となる集団投資信託、退職年金等信託又は特定公益信託

4 同 ト

一同上

二 特定公益信託等 第三十七条第六項(寄附金の損金不算入)に規定

)に規定する加入者保護信託をいう。 替に関する法律(平成十三年法律第七十五号)第二条第十一項(定義二条第一項第一号(定義)に規定する公益信託及び社債、株式等の振

5

(寄附金の損金不算入)

2 · 3 省 格 ッ 第三十七条 省 ッ

第一項の場合において、同項に規定する寄附金の額のうちに、公共法第一項の場合においては、この限りでない。ただし、公益法人等が支出した寄附金の額については、この限りでない。ただし、公益法人等が支出した寄附金の額については、この限りでない。ただし、公益法人等が支出した寄附金の額の合計額に算入しない。ただし、公益法人等が支出した寄附金の額と基礎として政令で定めるところにより計算した金額を超える場合には定当該計算した金額に相当する金額)は、第一項に規定する寄附金の額及び資本を基礎として政令で定めるところにより計算した金額を超える場合には定当該計算した金額に相当する金額)は、第一項に規定する寄附金の商人び資本を基礎として政令で定めるところにより計算した金額を超える場合にはを基礎として政令で定めるところにより計算した金額を超える場合に規定の合計額に算入しない。ただし、公益法人等が支出した寄附金の額については、この限りでない。

号又は前項に規定する寄附金に該当するものを除く。 るところにより計算した金額から同項の 合計 ては、 出資に関する信託事務に充てられることが明らかなもの及び第三項各 とするために支出した当該公益信託に係る信託事務に関連する寄附金 当該控除 関 当該寄附金の額の合計額 する法律第二条第一項第一 額の合計額に算入されな 額に算入しない。 項の場合において、 この限りでない。 した金額に相当する金額 ただし 同 頭に規定する寄附金の (当該合計額が前項に規定する政令で定め 号 金 公益法人等が支出した寄附 (定義) 一額を控 は 規定により に規定する公益信託 除した金額 第 項に規 第一 額)の額があるとき 定する寄附金の額 を超える場合には のうちに公益信託 項に規定する寄 金の の信託財 額につ

をいう。
法律第七十五号)第二条第十一項(定義)に規定する加入者保護信託法律第七十五号)第二条第十一項(定義)に規定する加入者保護信託する特定公益信託及び社債、株式等の振替に関する法律(平成十三年

5 同 上

(寄附金の損金不算入)

第三十七条 同 上

2 3 同 上

には、当該計算した金額に相当する金額)は、 規定する寄附金に該当するものを除く。)の額があるときは、当該寄附 で定めるものに対する当該法人の主たる目的である業務に関連する寄附 働者協同組合を除く。以下この項及び次項において同じ。)その他特別 金額を基礎として政令で定めるところにより計算した金額を超える場合 資本準備金の額の合計額若しくは出資金の額又は当該事業年度の所得の 金の額の合計額(当該合計額が当該事業年度終了の時の資本金の額及び 金 の法律により設立された法人のうち、教育又は科学の振興、文化 人、公益法人等(別表第二に掲げる一般社団法人、一般財団法人及び労 第一項の場合において、同項に規定する寄附金の額のうちに、公共 社会福祉への貢献その他公益の増進に著しく寄与するものとして政 ついては、 額の合計額に算入しない。ただし、 (出資に関する業務に充てられることが明らかなもの及び前項各号に この限りでない。 公益法人等が支出した寄附金の額 第一 項に規定する寄附金 の向上 令

略

/ · 8

規 る場合に限り、 \mathcal{O} 定により第一 該当することを証する書類として財務省令で定める書類を保存してい かつ、 定 項に規定する寄附金の額の合計額に算入されない第四項又は第五 項 額及び当該寄附金の明細を記載した書類の添付がある場合に限り、 定する寄附 第三項の規定は、 該金額として記載された金額を限度とする。 する寄附金の額及び当該寄附金の明細を記載した書類の添付があり 及び第五項の規定は、 当該書類に記載された寄附金がこれらの規定に規定する寄附金 金の 項に規定する寄附金の額の合計額に算入されない金額 適用する。この場合において、 額の合計額に算入されない第三項各号に掲げる寄附 確定申告書、 確定申告書、修正申告書又は更正請求書に第 修正申告書又は更正請求書に第 ■額に算入されない金額は第三項から第五項までの 一項 項に

12 11 第 省 幣

第六項から前項までに定めるもののほか、第一項から第五項までの規

6 5 **万**国法人

のうち、 項中 第四 献その の規定の適用を受けるための手続に関し必要な事項は、 おける信 託財産とするために支出した金銭の額を含む。 びその信 産とするため 十二号) 内国 ついて政令で 項 他 法 その目: 第九 託事務 人が 託財産 公益の増進に著しく寄与するものとして政令で定めるも 額」 第 項 特定公益信託(公益信託ニ関スル 的が教育又は科学の振興、 とあるのは 及び第十項の規定を適用する。 に支出した金銭 定めるところにより証明 の実施につき政令で定める要件を満たすものであること がその信託財産に係る信託の委託者に帰属し 条 (公益信 託 の額は、 に規定する公益信託で \mathcal{O} 額 (第六項に規定する特定公益信 寄附金 がされたも 文化の向)」とするほか、 この場合におい 法律 0) 額とみなして第 上 (大正十 信託 を いう。 政令で定める。 社会福祉 ないこと 終 年法律 7 了 この のの へ の の時に 0 第四 項、 信 信 貢 項 託 託 第

7·8 同

場合において、 び当該寄附金の明細を記載した書類の添付があり、 四項の規定は、確定申告書、修正申告書又は更正請求書に第一項に規定 限度とする。 の額の合計額に して財務省令で定める書類を保存している場合に限り、 載された寄附金が同項に規定する寄附金に該当することを証する書類と する寄附金の額の合計額に算入されない第四項に規定する寄附金の額及 の額及び当該寄附金の明細を記載した書類の添付がある場合に限り、 規定する寄附金の額の合計額に算入されない第三項各号に掲げる寄附 第三項の規定は、 第三項又は第四項の規定により第一項に規定する寄附金 算入されない金額は、 確定申告書、 修正申告書又は更正請求書に 当該金額として記載された金額 かつ、 適用する。この 当該書類に記 第一項 第金

類の保存がなかつた金額につき第四項の規定を適用することができる。なかつたことについてやむを得ない事情があると認めるときは、その書財務省令で定める書類の保存がない場合においても、その書類の保存が額に算入されないこととなる金額の全部又は一部につき前項に規定するの額の合計の、税務署長は、第四項の規定により第一項に規定する寄附金の額の合計

12 11 第 五 币

第五項から前項までに定めるもののほか、第一項から第四項までの規

定の適用に関し必要な事項は、政令で定める

(第二次納税義務に係る納付税額の損金不算入等)

年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入しない。じた損失の額を含む。次項において同じ。)は、その内国法人の各事業たことにより生じた損失の額(その納付又は納入に係る求償権につき生第三十九条 内国法人が次に掲げる国税又は地方税を納付し、又は納入し

- む。第三号及び次項において同じ。) 二次納税義務等)の規定により納付すべき国税(その滞納処分費を含五条から第四十条まで又は第四十一条第一項(合名会社等の社員の第一 国税徴収法(昭和三十四年法律第百四十七号)第三十三条、第三十
- より納付し、又は納入すべき地方税十二条の二第二項(合名会社等の社員の第二次納税義務等)の規定に二 地方税法第十一条の二、第十一条の四から第十一条の九まで又は第

三省略

2

省

略

第一目 短期売買商品等の譲渡損益及び時価評価損益

第六十一条 省 略

額とする。 法)とする。 選定した方法 る短期売買商品等にあつては、 げる短期売買商品等の区分に応じ当該各号に定める方法 という。 内国法人が事業年度終了の時 において有する短期売買商品等については、 (その方法を選定しなかつた場合には、 により評価した金額をもつて、 同号に定める方法のうち当該内国法人が (以下この項及び次項において 当該期末時における評 同号ロに掲げる方 (第二号に掲げ 次の各号に掲 「期末時

いて「種類等」 において有する短期売買 が存在する暗号資産として政令で定めるものをいう。 のについて、 短期売買商品等 に限るものとし という。 当該期末時における価額として政令で定めるところに (暗号資産にあつては、 (商品等をその種類又は銘柄 次に掲げるものを除く。 の異なるごとに区別し、 市場暗号資産 その種類等の同じ 以 時価法 次号において同 下この号にお (活発な市場 (期末時

定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

(第二次納税義務に係る納付税額の損金不算入等)

第三十九条 同 上

含む。第三号及び次項において同じ。)第二次納税義務等)の規定により納付すべき国税(その滞納処分費を五条から第三十九条まで又は第四十一条第一項(合名会社等の社員の国税徴収法(昭和三十四年法律第百四十七号)第三十三条、第三十

より納付し、又は納入すべき地方税十二条の二第二項(合名会社等の社員の第二次納税義務等)の規定に二 地方税法第十一条の二、第十一条の四から第十一条の八まで又は第

三同上

2 同 上

昴一目 短期売買商品等の譲渡損益及び時価評価損益

第六十一条 同 上

2 品等のその時に 及び第七項において同じ。)を除く。以下第四項までにおいて同じ。 続して有する暗号資産であつてその時から継続して譲渡についての制限 自己発行暗号資産(当該内国法人が発行し、 として政令で定めるところにより計算した金額をもつて当該短期売買商 るごとに区別し をその種類又は銘柄 その他の条件が付されているものとして政令で定めるものをいう。 令で定めるものをいう。 産にあつては、 については、時価法(事業年度終了の時において有する短期売買商品等 (次項において 内国法人が事業年度終了の おける評価額とする方法をいう。 市場暗号資産(活発な市場が存在する暗号資産として政 「時価評価金額」という。 その種類等の同じものについて (以下この項において「種類等」という。 第六項において同じ。 時において有する短期売買商品等)をもつて かつ、)に限るものとし、 により評価した金額 その発行の時 その時における価額 その時における (暗号資 の異な から継 同 項

より計算した金額をもつて当該短期売買商品等の当該期末時における 次号イ及び次項において同じ。

イ 特定譲渡制限付暗号容評価額とする方法をいう。 切に公表されるための手続が行われているものとして政令で定める れている暗号資産であつてその条件が付されていることにつき適 特定譲渡制限付暗号資産 をいう。 次号において同じ。 (譲渡に ついての制限その他の条件が付

六項において同じ。 産 他の条件が付されているものとして政令で定めるものをいう。 時から継続して有する暗号資産 特定自己発行暗号資産 という。 であつてその (当該内国法人が発行し、 時 から (次号において 継続して譲渡に 「自己発行暗号資 ついての カン つ、 その 制 限そ 発行 第

産を除く。 市場暗号資産に該当する特定譲渡制限 イ又は口に掲げる方法 付 暗号資産 (自 己発行暗号資

時価法

口 末時における帳簿価額をも 原価法 (期 末時において有する短期 つて当該短期売買商品等の当該期末時 売買商品等に つい て、 当 ⅳ該期 12

前二号に掲げる短期売買商品等以外の短期売買商品等 おける評価額とする方法をいう。 次号において同じ。 原価法

3

品等の時価評価金額が当該短期売買商品等のその期末時における帳簿価 じ。)は、第二十五条第一項 額を超える場合におけるその超える部分の金額をいう。次項において同 当該短期売買商品等の期末帳簿価額が当該短期売買商品等の時価評価金けるその超える部分の金額をいう。次項において同じ。)又は評価損(合に限る。)には、当該短期売買商品等に係る評価益(当該短期売買商 時における評価額とするものに限る。)を有する場合(暗号資産にあつては、自己の計算において有する場 産 の金額の計算上、 内国法人が期末時において短期売買商品等(時価法により評価した金 (以下この項において「期末帳簿価額」という。)を超える場合にお (以下この項において の評価損)の規定にかかわらず、 益金の額又は損金の額に算入する。 「時価評価金額」という。 (資産の評価益) その期末時の属する事業年度の 以下この項及び次項において同じ 又は第三十三条第一項()をもつてその期末

評価額とする。

一項 額に算入する。 その超える部分の金額をいう。次項において同じ。)は、 額をいう。次項において同じ。)又は評価損 が当該短期売買商品等のその時における帳簿価額(以下この項において かかわらず、当 末帳簿価額が当該短期売買商品等の時価評価金額を超える場合における 「期末帳簿価額」という。)を超える場合におけるその超える部分の金 該短期売買商品等に係る評価益(当該短期売買商品等の時価評価金額 号資産にあつては、自己の計算において有する場合に限る。)

には、 内国 (資産の評価益) 又は第三十三条第一項(資産の評価損)の規定に 法人が事業年度終了の時において短期売買商品等を有する場合 該事業年度の所得の金額の計算上、 (当該短期売買商品等の期 益金の額又は損金の 第二十五条第

5 同

5

6 4 国 法 人が事業年度終了の時において市場暗号資産に該当しない 暗号

6 内国法人の各事業年度の所得の金額を計算する。 号資産を譲渡し、かつ、その暗号資産を取得したものとみなして、そ 政令で定める事実が生じたときは、政令で定めるところにより、その 号資産が特定自己発行暗号資産に該当しないこととなつたことその他 内国法人が暗号資産を自己の計算において有する場合において、その

7 { 9

事業年度における処理その他前各項の規定の適用に関し必要な事項は、 損の翌事業年度における処理、第七項に規定するみなし決済損益額の翌 政令で定める。 買商品等の評価の方法の選定の手続、第三項に規定する評価益又は評価 の種類、その算出の方法の選定の手続、 の算出の方法、短期売買商品等の一単位当たりの帳簿価額の算出 短期売買商品等の一単位当たりの帳簿価額の算出の基礎となる取得 第二項第二号に掲げる短期売 i の 方

(繰延ヘッジ処理による利益額又は損失額の繰延べ)

第六十一条の六 内国法人が次に掲げる損失の額(以下この条において「 。)において、当該デリバティブ取引等を行つた時から事業年度終了の 取引等が当該ヘッジ対象資産等損失額を減少させるために有効であると 渡若しくは消滅又は受取若しくは支払がなく、かつ、当該デリバティブ 第一号に規定する資産若しくは負債又は第二号に規定する金銭につき譲 時までの間において当該ヘッジ対象資産等損失額を減少させようとする 定めるところにより帳簿書類に記載した場合に限る。次項において同じ 取引等を行つた場合(次条第一項の規定の適用がある場合を除くものと るために行つたものである旨その他財務省令で定める事項を財務省令で し、当該デリバティブ取引等が当該ヘッジ対象資産等損失額を減少させ ヘッジ対象資産等損失額」という。)を減少させるためにデリバティブ められる場合として政令で定める場合に該当するときは、当該デリバ

> みなして、 資産 により、 当していたものに限るものとし、 (当該事業年度の期間内のいずれかの時において市場暗号資産に該 その暗号資産を譲渡し、 その内国法人の各事業年度の所得の金額を計算する。 を自己 の計算において有する場合には、 特定自己発行暗号資産に該当するもの かつ、 その暗号資産を取得したもの 政令で定めるところ

7 内国法人が特定自己発行暗号資産に該当する暗号資産を自己の計算に 額を計算する。 資産を取得したものとみなして、 ないこととなった時において、 当しないこととなったときは、 おいて有する場合において、その暗号資産が特定自己発行暗号資産に該 その暗号資産を譲渡し、かつ、その暗号 政令で定めるところにより、その該当し その内国法人の各事業年度の所得の金

上

11 8 5 10 同 の翌事業年度における処理その他前各項の規定の適用に関し必要な事項 評価損の翌事業年度における処理、第八項に規定するみなし決済損益額 法の種類、その算出の方法の選定の手続、第三項に規定する評価益又は 額の算出の方法、短期売買商品等の一単位当たりの帳簿価額の算出 短期売買商品等の一単位当たりの帳簿価額の算出の基礎となる取得価 政令で定める。 |の方

(繰延ヘッジ処理による利益額又は損失額の繰延べ)

第六十一条の六 内国法人が次に掲げる損失の額(以下この条にお 。)において、当該デリバティブ取引等を行つた時から事業年度終了の 時までの間において当該ヘッジ対象資産等損失額を減少させようとする 定めるところにより帳簿書類に記載した場合に限る。 取引等を行つた場合(次条第一項の規定の適用がある場合を除くものと 認められる場合として政令で定める場合に該当するときは、 取引等が当該ヘッジ対象資産等損失額を減少させるために有効であると 渡若しくは消滅又は受取若しくは支払がなく、かつ、 第一号に規定する資産若しくは負債又は第二号に規定する金銭につき譲 るために行つたものである旨その他財務省令で定める事項を財務省令で し、当該デリバティブ取引等が当該ヘッジ対象資産等損失額を減少させ ヘッジ対象資産等損失額」という。)を減少させるためにデリバティブ 当該デリバティブ 次項において同じ 当該デリバ

ティブ取引等に係る利益額又は損失額 当該ヘッジ対象資産等損失額を減少させるために有効である部分の金額 及び第六十一条の九第二項(外貨建資産等の期末換算差益又は期末換算 券の空売り等に係る利益相当額又は損失相当額の益金又は損金算入等) によつて生じた利益の額又は損失の額 度の所得の金額の計算上、益金の額又は損金の額に算入しない。 前条第一項及び第六十一条の九第二項の規定にかかわらず、当該事業年 済損益額」という。)は、第六十一条第七項、第六十一条の四第一項、 として政令で定めるところにより計算した金額(次項において「有効決 差損の益金又は損金算入等)に規定する為替換算差額をいう。)のうち 価損益)に規定するみなし決済損益額、第六十一条の四第一項 に規定するみなし決済損益額、前条第一項に規定するみなし決済損益額)、第六十一条第七項 (短期売買商品等の譲渡損益及び時価 (第五項において「決済損益額」 (当該デリバティブ取引等の (有価証 決 済

るおそれのある損失 資産 (第六十一条第三項に規定する短期売買商品等及び第六十一条 資産 (第六十一条第三項に規定する短期売買商品等及び第六十一条 の三第一項第一号(売買目的有価証券の評価益又は評価損の益金又は の三第一項第一号(売買目的有価証券の評価益又は評価損の益金又は の三第一項第一号(売買目的有価証券の評価益又は評価損の益金又は の三第一項第一号(売買目的有価証券の評価益又は評価損の益金又は

二 省 略

継法人等が受け取り、若しくは支払うこととなるとき(当該内国法人がが、では同項第二号に規定する金銭(当該デリバティブ取引等によりへいが、又は同項第二号に規定する金銭(当該デリバティブ取引等によりへいだって、
以下この項において「分割承継法人等」という。)に当該デリ項において「適格分割等」という。)に当該デリ項において「適格分割等」という。)に当該デリ項において「適格分割等」という。)により分割承継法人又は被現物出項において「適格分割等」という。)に当該デリ項を移転し、かつ、当該適格分割等により前項が、
の利等を行つた場合において、適格分割又は適格現物出資(以下この内国法人が、ヘッジ対象資産等損失額を減少させるためにデリバティー

度の所得の金額の計算上、益金の額又は損金の額に算入しない。 前条第一項及び第六十一条の九第二項の規定にかかわらず、当該事業年 済損益額」という。)は、第六十一条第八項、第六十一条の四第一項、 として政令で定めるところにより計算した金額(次項において「有効決 当該ヘッジ対象資産等損失額を減少させるために有効である部分の金額 差損の益金又は損金算入等)に規定する為替換算差額をいう。)のうち 及び第六十一条の九第二項(外貨建資産等の期末換算差益又は期末換算 券の空売り等に係る利益相当額又は損失相当額の益金又は損金算入等) 価損益)に規定するみなし決済損益額、第六十一条の四第一項(有価証 という。)、第六十一条第八項(短期売買商品等の譲渡損益及び時価評 によつて生じた利益の額又は損失の額 ティブ取引等に係る利益額又は損失額 に規定するみなし決済損益額、前条第一項に規定するみなし決済損益額 。)又は負債の価額の変動(第六十一条の九第一項第一号ロに規定す るおそれのある損失 規定する円換算額への換算をする第六十一条の九第一項各号に掲げる る期末時換算法により第六十一条の八第一項(外貨建取引の換算)に 損金算入等)に規定する売買目的有価証券を除く。次号において同じ の三第一項第一号(売買目的有価証券の評価益又は評価損の益金又は 資産又は負債(次号において「期末時換算資産等」という。)の価額 資産 外国為替の売買相場の変動に基因する変動を除く。 (第六十一条第二項に規定する短期売買商品等及び第六十一条 (第五項において「決済損 (当該デリバティブ取引等)に伴つて生ず 0)

二同上

継法人等が受け取り、若しくは支払うこととなるとき(当該内国法人がで取引等を行つた場合において「分割承継法人等」という。)に当該デリ済法人(以下この項において「分割承継法人等」という。)に当該デリ済法人(以下この項において「分割承継法人等」という。)に当該デリ済法人(以下この項において「分割承継法人等」という。)に当該デリ済法人(以下この項において「分割承継法人等」という。)に当該デリ済法人(以下この項において、適格分割又は適格現物出資(以下このが取引等を行つた場合において、適格分割又は適格現物出資(以下このが対象資産等損失額を減少させるためにデリバティンの対象

条の四第二項、 支払うこととなるとき)は、当該適格分割等の日の前日を事業年度終了 としていたものに限る。)を当該分割承継法人等が受け取り、若しくは 当該デリバティブ取引等によりヘッジ対象資産等損失額を減少させよう 当該適格分割等の に係る有効決済損益額に相当する金額は、 の日とした場合に同項の規定により計算される当該デリバティブ取引等 該デリバティブ取引等によりヘッジ対象資産等損失額を減少させようと は、当該適格分割等により同項第一号に規定する資産若しくは負債 していたものに限る。)の移転をし、又は同項第二号に規定する金銭(額又は損金の額に算入しない。 当該適格分割等の日の属する事業年度の所得の金額の計算上、益金 前条第二項及び第六十一条の九第三項の規定にかかわら 前に当該デリバティブ取引等の決済をしていた場合に 第六十一条第八項、第六十一

る取引を除く。)をいう。 条の八第二項の規定の適用を受ける場合における同項に規定する先物前三項に規定するデリバティブ取引等とは、次に掲げる取引(第六十 、国為替契約等に基づくもの及び前条第一項に規定する財務省令で定め

第六十一条第七項に規定する暗号資産信用取引

(外貨建取引の換算)

第六十一条の八

又は発生する資産又は負債の金額の円換算額を確定させた場合において 証券の評価益又は評価損の益金又は損金算入等)に規定する売買目的 定する短期売買商品等又は第六十一条の三第一項第一号 第六十一条第三項(短期売買商品等の譲渡損益及び時価評価損益)に規 で定めるものをいう。以下この目において同じ。)により外貨建取引(当該先物外国為替契約等の締結の日においてその旨を財務省令で定め する資産又は負債の金額の円換算額を確定させる契約として財務省令 内国法人が先物外国為替契約等(外貨建取引によつて取得し、又は 一券の取得及び譲渡を除く。 次項において同じ。)によつて取得し、 (売買目的有価 有

> ず、当該適格分割等の日の属する事業年度の所得の金額の計算上、 条の四第二項、前条第二項及び第六十一条の九第三項の規定にかかわら に係る有効決済損益額に相当する金額は、第六十一条第九項、第六十一 の日とした場合に同項の規定により計算される当該デリバティブ取引等 支払うこととなるとき)は、当該適格分割等の日の前日を事業年度終了 としていたものに限る。)を当該分割承継法人等が受け取り、若しくは 当該デリバティブ取引等によりヘッジ対象資産等損失額を減少させよう していたものに限る。)の移転をし、又は同項第二号に規定する金銭(該デリバティブ取引等によりヘッジ対象資産等損失額を減少させようと の額又は損金の額に算入しない。 当該適格分割等により同項第一号に規定する資産若しくは負債(当 分割等の前に当該デリバティブ取引等の決済をしていた場合に 益金

3 上上

4

同

二第六十 条第八項に規定する暗号資産信用 取

引

三 • 四

(外貨建取引の換算)

第六十一条の八

又は発生する資産又は負債の金額の円換算額を確定させた場合において 定する短期売買商品等又は第六十一条の三第一項第一号(売買目的有価 で定めるものをいう。以下この目において同じ。)により外貨建取引(生する資産又は負債の金額の円換算額を確定させる契約として財務省令 第六十一条第二項(短期売買商品等の譲渡損益及び時価評価損益)に規 内国法人が先物外国為替契約等(外貨建取引によつて取得し、 当該先物外国為替契約等の締結の日においてその旨を財務省令で定め 証券の取得及び譲渡を除く。次項において同じ。)によつて取得し、 |券の評価益又は評価損の益金又は損金算入等)に規定する売買目的有

は、当該円換算額をもつて、 るところにより帳簿書類に記載したときは、当該資産又は負債について 前項の規定により換算した金額とする。

(定義)

第八十二条 この章において、 に定めるところによる。 次の各号に掲げる用語の意義は、 当該各号

企業グループ等 次に掲げるものをいう。

関係会社等であるときは、 いう。 る政府関係会社等のうち同号イに規定する国等の資産を運用するこ 又は間接に有する支配持分はないものとみなす。)に係るもの とを主たる目的とするものとして政令で定めるものを除く。) であ 等の支配持分を直接又は間接に有する会社等(第十四号イに規定す 次に掲げる会社等に係る企業集団のうち、最終親会社(他の会社 この場合において その支配持分を他の会社等が直接又は間接に有しないものを 当該政令で定める政府関係会社等が直接 当該他の会社等が当該政令で定める政府

(1) (2) 省

三~三十二 省 略

(国際最低課税額)

第八十二条の二 省 略

に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額の合計額をいう。 前項の「構成会社等に係るグループ国際最低課税額」とは、次の各号

√三 省 略

後対象租税額(当該対象会計年度に係る調整後対象租税額が零を超え 調整後対象租税額が零を下回る部分の金額のうち当該対象会計年度に 租税額が零を下回るものがあるときは、当該過去対象会計年度に係る 所得金額がある場合において、過去対象会計年度のうちに調整後対象 成会社等の無国籍構成会社等実効税率(当該対象会計年度に係る調整 各対象会計年度に係る特定多国籍企業グループ等に属する無国籍構 かつ、当該対象会計年度において当該無国籍構成会社等の個別計算

> は、当該円換算額をもつて、 るところにより帳簿書類に記載したときは、当該資産又は負債について 前項の規定により換算した金額とする。

3 •

(定義)

第八十二条 同 上

同

二同

等の支配持分を直接又は間接に有する会社等(他の会社等がその支等の支配持分を直接又は間接に有する会社等(他の会社等がその支)と、対しる会社等に係る企業集団のうち、最終親会社(他の会社 配持分を直接又は間接に有しないものに限る。)をいう。)に係る

(1) (2) 同 上

同上

三~三十二 同 上

(国際最低課税額)

2 同 上第八十二条の二 同 上

一〜三同

四 各対象会計年度に係る特定多国籍企業グループ等に属する無国籍構 、かつ、当該対象会計年度において当該無国籍構成会社等の個別計算 後対象租税額(当該対象会計年度に係る調整後対象租税額が零を超え 所得金額がある場合において、過去対象会計年度のうちに調整後対象 成会社等の無国籍構成会社等実効税率(当該対象会計年度に係る調整 :整後対象租税額が零を下回る部分の金額のうち当該対象会計年度に 税額が零を下回るものがあるときは、当該過去対象会計年度に係る

。)が当該対象会計年度に係る個別計算所得金額のうちに占める割合 計 がある場合 当該無国籍構成会社等のイからハまでに掲げる金額の合 当該対象会計年度において当該無国籍構成会社等の個別計算所得金額 を 対象会計年度に係る調整後対象租税額が零を下回る場合には零とする 額から二に掲げる金額を控除した残額 いう。イ2及び次号において同じ。)が基準税率を下回り、かつ、 り越される部分として政令で定める金額を控除した残額とし、 当

からハに掲げる金額を控除した残額 が 当該対象会計年度において当該無国籍構成会社等の個別計算所得金額 成会社等の無国籍構成会社等実効税率が基準税率以上であり、 ある場合 当該無国籍構成会社等のイ及びロに掲げる金額の合計 各対象会計年度に係る特定多国籍企業グループ等に属する無国籍構 当該対象会計年度に係る自国内最低課税額に係る税の額 かつ、

イ

当該対象会計年度に係る調整後対象租税額が零を下回る場合のその下 に を超える場合にあつては、 回る額が当該対象会計年度に係るハに規定する特定調整後対象租税額 掲げる金額を控除した残額 及びロに掲げる金額の合計額からニに掲げる金額を控除した残額(成会社等の個別計算所得金額がない場合 当該無国籍構成会社等の 各対象会計年度において特定多国籍企業グループ等に属する無国 当該対象会計年度に係る自国内最低課税額に係る税の額 イから までに掲げる金額の合計額からニ

イ〜ハ 省

3

当該対象会計年度に係る自国内最低課税額に係る税 の額

4 定多国籍企業グルー 該各号に定める金額を合計した金額の合計額をいう。 に係る他の共同支配会社等ごとに次の各号に掲げる場合の区分に応じ当 第一項の「共同支配会社等に係るグループ国際最低課税額」とは、 プ等に係る共同支配会社等及び当該共同支配会社等

兀 支配会社等の無国籍共同支配会社等実効税率 各対象会計年度に係る特定多国籍企業グループ等に係る無国籍共同 (当該対象会計年度に係

> をいう。イ2及び次号において同じ。)が基準税率を下回り、かつ、 がある場合 当該対象会計年度において当該無国籍構成会社等の個別計算所得金額 対象会計年度に係る調整後対象租税額が零を下回る場合には零とする 繰り越される部分として政令で定める金額を控除した残額とし、当該)が当該対象会計年度に係る個別計算所得金額のうちに占める割合 当該無国籍構成会社等の次に掲げる金額の合計額

イ〜ハ 同 上

Ŧī. 当該対象会計年度において当該無国籍構成会社等の個別計算所得金額 が 成会社等の無国籍構成会社等実効税率が基準税率以上であり、 ある場合 各対象会計年度に係る特定多国籍企業グループ等に属する無国 当該無国籍構成会社等の次に掲げる金額の合計 カュ

イ 口 同 上

構成会社等の個別計算所得金額がない場合 る金額の合計額 租税額が零を下回る場合のその下回る額が当該対象会計年度に係るハ イ及び口に掲げる金額の合計額(当該対象会計年度に係る調整後対象 .規定する特定調整後対象租税額を超える場合にあつては、 各対象会計年度において特定多国籍企業グループ等に属する無国籍 当該無国籍構成会社等の 次に掲げ

イ く ハ 同 上

3 4 同 同 上上

特

同

兀 支 (配会社等の無国籍共同支配会社等実効税率 各 対象会計年度に係る特定多国籍企業グルー (当該対象会計年度に係 プ等に係る無国 籍共 同

占める割合をいう。イ2及び次号において同じ。)が基準税率を下回 でに掲げる金額の合計額から二に掲げる金額を控除した残額 は零とする。)が当該対象会計年度に係る個別計算所得金額のうちに 会計年度に繰り越される部分として政令で定める金額を控除した残額 年度に係る調整後対象租税額が零を下回る部分の金額のうち当該対象 を超え、 る調整後対象租税額 計算所得金額がある場合 整後対象租税額が零を下回るものがあるときは、当該過去対象会計 個別計算所得金額がある場合において、過去対象会計年度のうちに かつ、当該対象会計年度において当該無国籍共同支配会社等の個 当該対象会計年度に係る調整後対象租税額が零を下回る場合に かつ、当該対象会計年度において当該無国籍共同支配会社等 (当該対象会計年度に係る調整後対象租税額が 当該無国籍共同支配会社等のイからハま

算所得金額がある場合 当該無国籍共同支配会社等のイ及びロに る金額の合計額からハに掲げる金額を控除した残額 かつ、当該対象会計年度において当該無国籍共同支配会社等の個別計 支配会社等の無国籍共同支配会社等実効税率が基準税率以上であり、 各対象会計年度に係る特定多国籍企業グループ等に係る無国籍共同 当該対象会計年度に係る自 国内最低課税額に係る税の額 掲げ

イ・ 口 省 略

社等のイ及びロに掲げる金額の合計額からニに掲げる金額を控除した からニに掲げる金額を控除した残額 その下回る額が当該対象会計年度に係るハに規定する特定調整後対象 税額を超える場合にあつては、イから 額 支配会社等の個別計算所得金額がない場合 各対象会計年度において特定多国籍企業グルー 当該対象会計年度に係る自国内最低課税額に係る税の額 (当該対象会計年度に係る調整後対象租税額が零を下回る場合の ハまでに掲げる金額の合計 当該無国籍共同支配会 プ等に係る無国籍

当該対象会計年度に係る自 国 内最低課税額に 係る税の額

6 5 地 域 0 定多国籍企業グループ等に属する構成会社等が我が国以外の 租税に関する法令において自国内最低課税額に係る税を課するこ 国又は

> り、かつ、当該対象会計年度において当該無国籍共同支配会社等の個 を超え、 占める割合をいう。 は零とする。)が当該対象会計年度に係る個別計算所得金額のうちに とし、当該対象会計年度に係る調整後対象租税額が零を下回る場合に 会計年度に繰り越される部分として政令で定める金額を控除した残額 年度に係る調整後対象租税額が零を下回る部分の金額のうち当該対象 る調整後対象租税額 金額の合計額 別計算所得金額がある場合 .整後対象租税額が零を下回るものがあるときは、当該過去対象会計 個別計算所得金額がある場合において、過去対象会計年度のうちに かつ、当該対象会計年度において当該無国籍共同支配会社等 イ22及び次号において同じ。)が基準税率を下回 (当該対象会計年度に係る調整後対象租 当該無国籍共同支配会社等の次に掲げる 税額 が

イ〜ハ 同 上

Ŧ. 算所得金額がある場合 かつ、当該対象会計年度において当該無国籍共同支配会社等の個別計 支配会社等の無国籍共同支配会社等実効税率が基準税率以上であり、 合計額 各対象会計年度に係る特定多国籍企業グループ等に係る無国 当該無国籍共同支配会社等の次に掲げる金額 [籍共同

イ・ロ 同 上

六 に掲げる金額の合計額 係るハに規定する特定調整後対象租税額を超える場合にあつては、 後対象租税額が零を下回る場合のその下回る額が当該対象会計年度に 社 !等のイ及びロに掲げる金額の合計額 .支配会社等の個別計算所得金額がない場合 各対象会計年度において特定多国籍企業グループ等に係る無国 (当該対象会計年度に係る調整 当該無国籍共同支配会 次

1 同 上

5 同 上

に係る税が次に掲げる要件の全てを満たすときは、当該対象会計年度の当該構成会社等の所在地国に係る税に関する法令が、各対象会計年度の当該構成会社等の所在地国に係る税に関する法令が、各対象会計年度の当該構成会社等の所在地国に係る税に関する法令が、各対象会計年度の当該自国内最低課税額に係る税に関する法令が、各対象会計年度の期純損益金額の計算に関する規定と同様であると認められる規定がる当期純損益金額の計算に関する規定と同様であると認められる規定が設期純損益金額の計算に関する規定と同様であると認められる規定が設力を設定して政令で定めるものであること。

 8 7

 特定多

規定する当期国別国際最低課税額は、零とする。 セ地国を所在地国とする構成会社等の当該所在地国に係る第二項第一号イにに限る。)が各対象会計年度において次に掲げる要件のいずれかを満たに限る。)が各対象会計年度において次に掲げる要件のいずれかを満たに限る。)が各対象会計年度において次に掲げる要件のいずれかを満たに限る。)が各対象会計年度の当該所在地国と係る第二項第一号イに限る。)が各対象会計年度の当該所在地国に係る第二項第一号イに対象をで定めるものをいう。以下この項において同じ。)が含まれるもの特定の計算書類に対して関係の当該所在地国とする構成会社等のうちに連結除外構成会社等(企業を対している。

ちに占める割合が百分の十五以上であること。
イに掲げる金額がロに掲げる金額(零を超えるものに限る。)のう

等に係る部分に限る。)の合計額として政令で定める金額項のうち財務省令で定めるものに係る金額(当該連結除外構成会社ループ等の当該対象会計年度に係る当該所在地国の税額に関する事租税に関する情報の交換のために提供された当該特定多国籍企業グ我が国の租税に関する法令又はこれに相当するものにより国際的な我が国の租税に関する法令又はこれに相当するものにより国際的な当該所在地国を所在地国とする全ての構成会社等(連結除外構成当該所在地国を所在地国とする全ての構成会社等(連結除外構成

当該所在地国を所在地国とする全ての構成会社等(連結除外構成

6

同

上

金額として政令で定める金額と乱等を除く。)の当該対象会計年度に係る部分に限る。)を加算したした金額(当該連結除外構成会社等に係る部分に限る。)を加算したより国際的な租税に関する情報の交換のために提供された当該特定より国際的な租税に関する情報の交換のために提供された当該特定より国際的な租税に関する情報の交換のために提供された当該特定人金額として政令で定める金額として政令で定める金額として政令で定める金額として政令で定める金額として政令で定める金額として政令で定める金額として政令で定める金額として政令で定める金額といる。)の当該対象会計年度に係る個別計算所得金額の合金額として政令で定める金額といる。

二項第一号イ②に掲げる金額以下であること。 前号口に掲げる金額が当該対象会計年度の当該構成会社等に係る第

替えるものとする。 中「前項第一号から第三号まで」とあるのは、「第八項第一号」と読み中「前項第一号から第三号まで」とあるのは、「第八項第一号」と読み特定構成会社等がある場合について準用する。この場合において、同項9 第三項の規定は、前項の所在地国を所在地国とする第三項に規定する

12 省略

までの 地国とする他の共同支配会社等の」と、 は「共同支配会社等及び当該共同支配会社等に係る当該所在地国を所在 第一号イ」と、同項各号中「構成会社等の所在地国における」とあるの 等に係るグループ国際最低課税額について準用する。この場合において から第三号まで」と、 定 第六項中「第二項第一号から第三号まで」とあるのは「第四項第一号 第六項、 プ等の」とあるのは とあるのは ずれか」とあるのは 第七項及び前三項の規定は、第四項に規定する共同支配会社 「第六項及び第七項の規定」 第七項中「第二項第一号イ」とあるのは「第四項 「係る」と、 「第十三項において準用する第六項又は第 第十項 「係る当該特定多国籍企業グル 中 と、 第六項 「第六項から第八項 から 第八項までの

7 前項の規定は、同項の特定多国籍企業グループ等報告事項等の提供)の規定の適用がある場合物で多国籍企業グループ等報告事項等の提供がある場合、第百五十条の三第三項(報告事項等に相当する事項の提供がある場合又は我が国以外の国若しくは地域の租税に関する法令を執行する当局に当該特定多国籍企業グループ等報告事項等(第一項の内国法人に限る。)に限り、適用する。

10 8・9 同 ト

るグループ国際最低課税額について準用する。この場合において、第六第六項から前項までの規定は、第四項に規定する共同支配会社等に係 用する前 る」と、 社等の」と、 項中「第二項第一号イ」とあるのは「第四項第一号イ」と、 くは」と、 該共同支配会社等に係る当該所在地国を所在地国とする他の共同支配会 「構成会社等の所在地国における」とあるのは「共同支配会社等及び当 前項中「第二項第三号若しくは」とあるのは「第四項第三号若し 第七 項」 第二項第三号ハ」とあるのは ٢ 項 係る当該特定多国籍企業グルー 中 第八項中「第二項第一号」とあるのは「第四項第一号 「ついて前項」とあるのは 「第四項第三号ハ」と読み替 「ついて第十項において準 プ等の」とあるのは「係 同項各号中

ものとする。

「第二項第三号ハ」とあるのは「第四項第三号ハ」と読み替える、前項中「第二項第三号若しくは」とあるのは「第四項第三号若しくは七項」と、第十一項中「第二項第一号」とあるのは「第四項第一号」と

1515省略

(特定多国籍企業グループ等報告事項等の提供)

第百五十条の三 。)に属する構成会社等(第八十二条第十三号に規定する構成会社等を 電子情報処理組織を使用する方法(財務省令で定めるところによりあら 終了の日の翌日から一年三月以内に、財務省令で定めるところにより、 多国籍企業グループ等報告事項等」という。)を、当該各対象会計年度 項(次項、第三項及び第六項並びに第百六十条(罰則)において「特定 、当該特定多国籍企業グループ等の各対象会計年度に係る次に掲げる事 て同じ。)が我が国でないものを除く。以下この条において同じ。)は 五項並びに第百六十二条(罰則)において同じ。)により、当該内国法 使用する方法として財務省令で定める方法をいう。次項、第四項及び第 使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を 装置を含む。以下この項において同じ。)とその提供を行う内国法人の かじめ税務署長に届け出て行う国税庁の使用に係る電子計算機(入出力 人の納税地の所轄税務署長に提供しなければならない。 八十二条第七号に規定する所在地国をいう。第一号イ及び第三項におい いう。以下この条において同じ。)である内国法人(その所在地国(第 に規定する特定多国籍企業グループ等をいう。以下この条において同じ 特定多国籍企業グループ等(第八十二条第四号

及び第三項において同じ。)の名称、当該特定多国籍企業グループ終親会社等(第八十二条第十号に規定する最終親会社等をいう。ロイ ロに掲げる場合以外の場合 当該特定多国籍企業グループ等の最次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める事項

財務省令で定める事項
号イ③(国際最低課税額)に規定する国別実効税率の水準その他の等に属する構成会社等の所在地国ごとの第八十二条の二第二項第

当該内国法人が最終親会社等その他の財務省令で定める構成会社

イに定める事項及び当該特定多国籍企業グルー

等に該当する場合

えるものとする。

11 12 同 上

(特定多国籍企業グループ等報告事項等の提供)

。)に属する構成会社等(第八十二条第十三号に規定する構成会社等を に規定する特定多国籍企業グループ等をいう。以下この条において同じ の納税地の所轄税務署長に提供しなければならない。 項並びに第百六十二条(罰則)において同じ。)により、 用する方法として財務省令で定める方法をいう。次項、 用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使 置を含む。以下この項において同じ。)とその提供を行う内国法人の使 じめ税務署長に届け出て行う国税庁の使用に係る電子計算機(入出力装 子情報処理組織を使用する方法(財務省令で定めるところによりあらか 了の日の翌日から一年三月以内に、財務省令で定めるところにより、電 国籍企業グループ等報告事項等」という。)を、当該各対象会計年度終 当該特定多国籍企業グループ等の各対象会計年度に係る次に掲げる事項 同じ。)が我が国でないものを除く。以下この条において同じ。)は、 八十二条第七号に規定する所在地国をいう。第一号及び第三項において いう。以下この条において同じ。)である内国法人(その所在地国(第 (次項、第三項及び第六項並びに第百六十条 (罰則) において「特定多 特定多国籍企業グループ等(第八十二条第四号 第四項及び第五 当該内国法人

条第一項に規定するグループ国際最低課税額その他の財務省令で定め税額)に規定する国別実効税率、当該特定多国籍企業グループ等の同社等の所在地国ごとの第八十二条の二第二項第一号イ③(国際最低課社等の所在地国ごとの第八十二条の二第二項第一号イ③(国際最低課社等の所在地国ごとの第八十二条の二第二項第一号イ③(国際最低課

関する事項として財務省令で定める事項プ等の第八十二条の二第一項に規定するグループ国際最低課税額に

特例)の規定その他政令で定める規定の適用を受けようとする旨する場合を含む。)又は第八十二条の三第一項(除外会社等に関する(これらの規定(同条第八項を除く。)を同条第十三項において準用二 第八十二条の二第六項から第八項まで、第十一項若しくは第十二項

三省略

たときは、同項の規定にかかわらず、同項の規定による特定多国籍企業 財務省令で定める事項を当該一の法人の納税地の所轄税務署長に提供し 法人のうちいずれか一の法人がこれらの法人を代表して同項の規定によ グループ等報告事項等を代表して提供するものとされた法人以外の法人 る特定多国籍企業グループ等報告事項等を提供する法人の名称その他 ら一年三月以内に、電子情報処理組織を使用する方法により、当該内国 法人が複数ある場合において、同項の各対象会計年度終了の日の翌日か 企業グループ等報告事項等を提供しなければならないこととされる内国 とされる法人に係る当該事項を含む。 ことを要しない。この場合において、 .法人に係る同項の規定の適用については、同項中「(次項」とあるの 前項の規定により同項の特定多国籍企業グループ等に係る特定多国 同項の規定による特定多国籍企業グループ等報告事項等を提供する 「(次項前段の規定により当該事項を提供することを要しないこと 同項」とする。 当該代表して提供するものとされ

を執行する当局が当該特定多国籍企業グループ等の各対象会計年度に係 指定提供会社等。次項において同じ。)の所在地国の租税に関する法令 関する法令を執行する当局に提供するものとして当該最終親会社等が指 供会社等(特定多国籍企業グループ等の最終親会社等以外のいずれか一 定したものをいう。以下この項において同じ。)を指定した場合には、 ととされているものの全部を含むものに限る。 我が国に対して行うことができると認められる場合として政令で定め 特定多国籍企業グループ等報告事項等 構成会社等で、当該特定多国籍企業グループ等の特定多国籍企業グル 前二項の規定は、特定多国籍企業グループ等の最終親会社等(指定提 プ等報告事項等に相当する事項を当該構成会社等の所在地国の租税に する構成会社等である内国法 人が第 (当該特定多国籍企業グループ 項の規定により提供 に相当する情報の提供 するこ

受けようとする旨(除外会社等に関する特例)の規定その他政令で定める規定の適用を、第十項において準用する場合を含む。)又は第八十二条の三第一項一 第八十二条の二第六項、第八項若しくは第九項(これらの規定を同

二同上

正とを要しない。 前項の規定による特定多国籍企業グループ等報告事項等を提供する は、同項の規定による特定多国籍企業グループ等報告事項等を提供しなければならないこととされる内国 法人が複数ある場合において、同項の各対象会計年度終了の日の翌日か をときは、同項の規定にかかわらず、同項の規定による特定多国籍企業 がループ等報告事項等を提供する法人の名称その他の をときは、同項の規定にかかわらず、同項の規定による特定多国籍企業 がループ等報告事項等を提供しなければならないこととされる内国 は、同項の規定による特定多国籍企業グループ等報告事項等を提供しなければならないこととされる内国 は、同項の規定による特定多国籍企業グループ等報告事項等を提供しなければならないこととされる内国 は、同項の規定による特定多国籍企業グループ等報告事項等を提供する は、同項の規定による特定多国籍企業グループ等報告事項等を提供する

二条第十号に規定する最終親会社等をいう。 場合には、指定提供会社等。次項において同じ。)の所在地国の租税に 国の租税に関する法令を執行する当局に提供するものとして当該最終親 籍企業グループ等報告事項等に相当する事項を当該構成会社等の所在地 める場合に該当するときは、 供を我が国に対して行うことができると認められる場合として政令で定 計年度に係る特定多国籍企業グループ等報告事項等に相当する情報の提 関する法令を執行する当局が当該特定多国籍企業グループ等の各対象会 会社等が指定したものをいう。以下この項において同じ。)を指定した 前二項 ずれか一の構成会社等で、当該特定多国籍企業グループ等の特定多国 (指定提供会社等(特定多国籍企業グループ等の最終親会社等以外の の規定は、特定多国籍企業グループ等の最終親会社等 適用しない。 以下この項において同じ。 (第八十

3

附則

附則第十九条の二関係) 附見第二 公益法人等の表(第二条、第三条、第三十七条、第六十六条、

略略	地方競馬全国協会	移行推進機構	損害保険料率算出団体	省略	名称
8 略	省 略	進に関する法律(令和五年脱炭素成長型経済構造への	省 略	省 略	根拠
		(令和五年法律第三十二号)			法

4~7 同 上

附則

(公益信託の特例)

第十九条の三 者等の収益及び費用とみなして、この法律の規定を適用する。 特定公益信託を除く。 のとみなし、かつ、当該信託財産に帰せられる収益及び費用は当該委託 という。 又はその相続人その他の一般承継人(以下この項において「委託者等」 定する公益信託(第三十七条第六項)は当該公益信託の信託財産に属する資産及び負債を有するも 公益信託 (公益信託ニ関スル法律第一 をいう。 以下この条において同じ。 (寄附金の損金不算入) 条 (公益信託) に規 に規定する の委託者

2 公益信託は、第二条第二十九号の二口(定義)に掲げる信託に該当し

附則第十九条の二関係) **別表第二 公益法人等の表**(第二条、第三条、第三十七条、第六十六条、

田 土	回 上	名
		称
田山	同上	根
		拠
		法

同	同
上	上
同	同
上	上